

# 高知県公報

発行 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号 発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次	ページ
告示	
○県統計調査の実施（5件）	（統計分析課） 1
○漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出	（漁業管理課） 2
○道路の区域変更	（道路課） 3
○道路の供用開始	（ ） 3
公告	
○狩猟免許更新のための適性検査の実施（鳥獣対策課）	3
○土地改良区の役員の就退任（2件）	（農業基盤課） 3
落札公告	
○落札者等の公告	（管財課） 4

-----  
告 示  
-----

**高知県告示第393号**  
 次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。  
 令和2年5月26日  
 高知県知事 濱田 省司

1 調査の名称  
 木材統計調査（製材工場調査）

2 調査の目的  
 県内の製材業者等を対象として乾燥材の生産量等の調査を実施し、県内木材産業の実態を把握して、木材産業に関する県の基本施策を立案する上での基礎資料とするため。

3 調査対象の範囲  
 (1) 地域  
 県内全域  
 (2) 単位  
 事業体  
 (3) 属性  
 製材工場等

4 報告を求める事項及びその基準となる期間  
 (1) 報告を求める事項  
 ア 事業体名  
 イ 代表者名  
 ウ 住所

エ 連絡先  
 オ 従業員数  
 カ 樹種別入荷量  
 キ 入荷先内訳  
 ク 生産量  
 ケ 生産品目  
 コ 地域別出荷量  
 サ 被災木受入れの可否  
 (2) その基準となる期間  
 報告を求める年の前年の1月から12月までの1年間

5 報告を求める者  
 (1) 数  
 約100社  
 (2) 選定方法  
 県が作成したリストによる全数

6 報告を求めるために用いる方法  
 (1) 調査組織  
 県が民間事業者を経由して報告を求める。  
 (2) 調査方法  
 事前に調査票を送付し、後日調査員が訪問して、聞き取り調査を行う。

7 報告を求める期間  
 (1) 調査の周期  
 1年  
 (2) 調査の実施期間  
 毎年4月下旬から11月中旬まで（令和2年にあつては、令和2年5月下旬から11月中旬まで）

**高知県告示第394号**  
 次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。  
 令和2年5月26日  
 高知県知事 濱田 省司

1 調査の名称  
 木材統計調査（乾燥材生産量等調査）

2 調査の目的  
 県内の製材業者等を対象として乾燥材の生産量等の調査を実施し、県内木材産業の実態を把握して、木材産業に関する県の基本施策を立案する上での基礎資料とするため。

3 調査対象の範囲  
 (1) 地域  
 県内全域  
 (2) 単位  
 事業体  
 (3) 属性  
 製材工場等

4 報告を求める事項及びその基準となる期間  
 (1) 報告を求める事項  
 ア 事業体名  
 イ 代表者名  
 ウ 住所  
 エ 連絡先  
 オ 従業員数  
 カ 生産量（天然乾燥・人工乾燥に係る樹種別・用途別生産量及び人工乾燥機種類別・容積別生産量）  
 キ 人工乾燥機等の種類、容積、乾燥日数及びコスト  
 ク 天然乾燥方法  
 ケ その他（粗挽き寸法、修正挽き並びにモルダーの台数及びメーカー）  
 コ 後継者の有無  
 (2) その基準となる期間  
 報告を求める年の前年の1月から12月までの1年間

5 報告を求める者  
 (1) 数  
 約100社  
 (2) 選定方法  
 県が作成したリストによる全数

6 報告を求めるために用いる方法  
 (1) 調査組織  
 県が民間事業者を経由して報告を求める。  
 (2) 調査方法  
 事前に調査票を送付し、後日調査員が訪問して、聞き取り調査を行う。

7 報告を求める期間  
 (1) 調査の周期  
 1年  
 (2) 調査の実施期間  
 毎年4月下旬から11月中旬まで（令和2年にあつては、令和2年5月下旬から11月中旬まで）

**高知県告示第395号**  
 次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。  
 令和2年5月26日  
 高知県知事 濱田 省司

1 調査の名称  
 木材統計調査（プレカット工場調査）

2 調査の目的  
 県内の製材業者等を対象として乾燥材の生産量等の調査を実施し、県内木材産業の実態を把握して、木材産業に関する県の基本施策を立案する上での基礎資料とするため。

3 調査対象の範囲

(1) 地域  
県内全域

(2) 単位  
事業体

(3) 属性  
プレカット工場

4 報告を求める事項及びその基準となる期間

(1) 報告を求める事項

ア 事業体名

イ 代表者名

ウ 住所

エ 連絡先

オ 工場の内容(従業員数、加工能力、年間加工量、加工賃及び販売先)

(2) その基準となる期間  
報告を求める年の前年の1月から12月までの1年間

5 報告を求める者

(1) 数  
5社

(2) 選定方法  
県が作成したリストによる全数

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織  
県が民間事業者を経由して報告を求める。

(2) 調査方法  
事前に調査票を送付し、後日調査員が訪問して、聞き取り調査を行う。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期  
1年

(2) 調査の実施期間  
毎年4月下旬から11月中旬まで(令和2年にあつては、令和2年5月下旬から11月中旬まで)

**高知県告示第396号**  
次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成21年高知県条例第7号)第3条の規定により告示する。  
令和2年5月26日  
高知県知事 濱田 省司

1 調査の名称  
木材統計調査(製材工場等における端材の発生・利用状況等調査)

2 調査の目的  
県内の製材業者等を対象として乾燥材の生産量等の調査を実施し、県内木材産業の実態を把握して、木材産業に関する県の基本施策を立案する上での基礎資料とするため。

3 調査対象の範囲

(1) 地域  
県内全域

(2) 単位  
事業体

(3) 属性  
製材工場、プレカット工場等

4 報告を求める事項及びその基準となる期間

(1) 報告を求める事項

ア 事業体名

イ 代表者名

ウ 住所

エ 連絡先

オ 端材の処理方法及びその発生量

(2) その基準となる期間  
報告を求める年の前年の1月から12月までの1年間

5 報告を求める者

(1) 数  
約100社

(2) 選定方法  
県が作成したリストによる全数

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織  
県が民間事業者を経由して報告を求める。

(2) 調査方法  
事前に調査票を送付し、後日調査員が訪問して、聞き取り調査を行う。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期  
1年

(2) 調査の実施期間  
毎年4月下旬から11月中旬まで(令和2年にあつては、令和2年5月下旬から11月中旬まで)

**高知県告示第397号**  
次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成21年高知県条例第7号)第3条の規定により告示する。  
令和2年5月26日  
高知県知事 濱田 省司

1 調査の名称  
木材統計調査(おが粉生産動向調査)

2 調査の目的  
県内の製材業者等を対象として乾燥材の生産量等の調査を実施し、県内木材産業の実態を把握して、木材産業に関する県の基本施策を立案する上での基礎資料とするため。

3 調査対象の範囲

(1) 地域  
県内全域

(2) 単位  
事業体

(3) 属性  
製材工場等

4 報告を求める事項及びその基準となる期間

(1) 報告を求める事項

ア 事業体名

イ 代表者名

ウ 住所

エ 連絡先

オ おが粉の運搬先及びその割合

(2) その基準となる期間  
報告を求める年の前年の1月から12月までの1年間

5 報告を求める者

(1) 数  
約100社

(2) 選定方法  
県が作成したリストによる全数

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織  
県が民間事業者を経由して報告を求める。

(2) 調査方法  
事前に調査票を送付し、後日調査員が訪問して、聞き取り調査を行う。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期  
1年

(2) 調査の実施期間  
毎年4月下旬から11月中旬まで(令和2年にあつては、令和2年5月下旬から11月中旬まで)

**高知県告示第398号**  
漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調査を次のとおり縦覧に供する。  
令和2年5月26日  
高知県知事 濱田 省司

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

安芸郡田野町	山本 与志男
〃	西岡 国昭
〃	松本 正

- (2) 加入区の名称  
 田野町加入区
  - (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
 高知県漁業協同組合
- 2 指定漁船調書の縦覧
- (1) 縦覧期間  
 令和2年5月26日から同年6月9日まで
  - (2) 縦覧場所  
 高知県漁業協同組合田野町支所事務所

高知県告示第399号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和2年5月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年5月26日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 439号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
高岡郡津野町芳生野字中ケ市丙2094番から 高岡郡津野町芳生野字井デグチ丙1979番2まで	前	18.8 }	321
	後	18.8 }	
		85.1	

高知県告示第400号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和2年5月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年5月26日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 439号
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日

高岡郡樺原町下折渡191番から 高岡郡樺原町下折渡200番1まで	333	令和2年5月26日
高岡郡津野町芳生野字中ケ市丙2093番から 高岡郡津野町芳生野字井デグチ丙2002番2まで	126	令和2年5月26日

公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条第2項の規定により、狩猟免許の更新のための適性検査を次のとおり実施する。

令和2年5月26日

高知県知事 濱田 省司

1 実施の日時及び場所

実施市町村	日時	場所
高知市	令和2年7月8日 (水) 正午から午後3時まで	高知県立ふくし交流プラザ
黒潮町	令和2年7月17日 (金) 正午から午後3時まで	黒潮町ふるさと総合センター
田野町	令和2年7月22日 (水) 正午から午後3時まで	田野町ふれあいセンター
大豊町	令和2年7月31日 (金) 正午から午後3時まで	大豊町総合ふれあいセンター
須崎市	令和2年8月6日 (木) 正午から午後3時まで	須崎市立市民文化会館
黒潮町	令和2年8月7日 (金) 正午から午後3時まで	黒潮町ふるさと総合センター

	後3時まで	
高知市	令和2年8月16日 (日) 正午から午後3時まで	高知県立ふくし交流プラザ
樺原町	令和2年8月20日 (木) 正午から午後3時まで	樺原町地域活力センター
四万十町	令和2年8月24日 (月) 正午から午後3時まで	四万十町農村環境改善センター
香南市	令和2年8月28日 (金) 正午から午後3時まで	高知県立青少年センター
高知市	令和2年9月10日 (木) 正午から午後3時まで	高知県立ふくし交流プラザ

- 2 狩猟免許更新申請手数料  
 2,900円（高知県収入証紙を狩猟免許更新申請書の所定欄に貼り付けて納入すること。）
- 3 狩猟免許更新申請書の提出場所及び提出期限  
 高知県中山間振興・交通部鳥獣対策課に、それぞれの適性検査を実施する日の14日前までに到着するように提出すること。
- 4 狩猟免許更新申請書の配布場所  
 高知県中山間振興・交通部鳥獣対策課及び地区猟友会において配布する。
- 5 その他  
 提出書類その他詳細については、高知県中山間振興・交通部鳥獣対策課に問い合わせること。

~~~~~

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、四万十市具同第二土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

令和2年5月26日

高知県知事 濱田 省司

役名 氏 名 住 所

(退任)

理事 濱田 敏彦 四万十市具同8329番地1

〃 濱田 設尾 〃 〃 4966番地

" 寺尾 浩二 " 森沢2810番地 1  
 " 橋田 楠夫 " 具同5824番地  
 " 中山 浩一 " " 8576番地31  
 監事 大橋 長久 " 森沢2724番地  
 " 安田 哲夫 " 具同5000番地  
 (就任)  
 理事 濱田 一男 四万十市具同7432番地 2  
 " 植村 一茂 " " 8428番地11  
 " 橋田 和男 " " 5822番地  
 " 大橋 知 " 森沢2686番地  
 " 渡邊 宏 " 具同8019番地上 1  
 監事 稲原 康功 " 森沢2798番イ号地  
 " 浅能 富喜 " 具同6882番地

~~~~~

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、楠目土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

令和2年5月26日

高知県知事 濱田 省司

役名	氏名	住 所
(退任)		
理事	小川 清之	香美市土佐山田町楠目1550番地
"	奥宮 弘道	" " 1441番地
"	小松 芳子	" " 229番地
"	山崎 勳	" " 436番2地
"	楠目 邦彦	" " 1064番地
"	依光 唯勝	" " 3580番口地
"	大石 幸雄	" 土佐山田町32番地 4
"	大石 徹	" 土佐山田町楠目781番地
"	岡本 豊	" " 3648番3地
"	北村 和雄	" " 2809番地
"	郷本 清	" " 2924番地
"	幾井 寛司	" " 2533番地
"	楠目 誠一	" " 3077番1地
監事	前田 光一	" " 40番地口
"	牟田 建介	" " 1032番地
"	近江川利喜	" " 809番地 1
(就任)		
理事	前田 光一	香美市土佐山田町楠目40番地口
"	倉橋 博文	" " 1572番地
"	小松 芳子	" " 229番地
"	山崎 勳	" " 336番地 4
"	楠目 和幸	" " 1070番地
"	依光 唯勝	" " 3580番口地

" 大石 幸雄 " 土佐山田町32番地 4  
 " 大石 徹 " 土佐山田町楠目781番地  
 " 岡本 豊 " " 3648番 3 地  
 " 北村 和雄 " " 2809番地  
 " 郷本 清 " " 2924番地  
 " 幾井 寛司 " " 2533番地  
 " 楠目 誠一 " " 3077番 1 地  
 監事 小川 清之 " " 1550番地  
 " 牟田 建介 " " 1032番地  
 " 近江川利喜 " " 809番地 1

-----  
 落 札 公 告  
 -----

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和2年5月26日

高知県知事 濱田 省司

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
高知県財産管理システムの再構築及び運用保守委託業務 一 式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県総務部管財課 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 3 落札者を決定した日  
令和2年4月8日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社KCC高知支店 高知市本町四丁目2番31号
- 5 落札金額  
58,080,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日  
令和2年2月28日